

『外商投資商業領域管理弁法』解説(5)

第二十四条 外商投資商業企業以外のその他外商投資企業が本弁法第三条に列する経営活動を行う場合、本弁法の規定に符合しなければならず、且つ法に従って相応の経営範囲に変更しなければならない。

【解説】前条は設立済みの外資系企業が投資して外商投資商業企業を設立する場合でしたが、この条項はやはり設立済みの外資系企業が自らその営業範囲を拡大して、外商投資商業企業の商業業務、すなわち卸売りや小売業を兼営することについて定めたものです。条文を読めば、本弁法の規定によって、かつ必要な営業範囲拡大のための申請手続きを行い、批准を受けて新しい営業範囲の営業許可証を取得すれば、既存の外資系企業も外商投資商業企業の営業範囲である卸売りや小売業を兼営することが可能であることを明確にしたもので、前条と同じく可能性があることを明確にした意義は大きいと言えます。

すなわち、外資系生産型企業は営業範囲を拡大することによって、自ら生産するもの以外の商品も仕入れ或いは輸入して販売、或いは国内で仕入れて海外に輸出することが可能となります。

また上海外高橋保税区などの、国際貿易権(国内で仕入れて輸出する、或いは輸入して国内で販売する)も国内流通権(国内で仕入れて国内で販売する)も無いとされている保税区の貿易型や倉庫仕入型企業に対しても、現在は保税区内のみに限定されている国際貿易権と国内流通権が一挙に全中国エリアに拡大される可能性があることを明確にしたものです。

従来中国政府は、外資系企業に対してこの国際貿易権と国内流通権の開放、すなわち卸売り業や小売業の兼営に対しては極めて厳しい姿勢で制限してきたわけですが、今回のこの「外商投資商業領域管理弁法」は、方向として独資に対しても2004年12月11日より完全開放することを明確にしたわけで、その意味でWTO加盟の約束事とは言え、画期的なものであると言えます。

一方において、この営業範囲拡大の内容とその批准基準の細部がどうなるかは全く予断を許さず、たとえば生産型企業は既存の営業範囲の物品に限るとか、或いは外高橋保税区企業に対しては会社の大きさや従来貿易実績の多寡で事実上の振り分けをするとか、一挙に全面的に開放されるのではないかもしれませんが、いずれにしても方向は定まったと考えていいと思います。

ただ、これまでに述べましたように、外商投資商業企業の批准申請は、その資料作成と申請作業自体が大変難しいものとなりそうですので、そのことも考えておく必要があります。

第二十五条 香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、台湾地区の投資者が中国その他の省、自治区、直轄市で投資して商業企業を設立する場合、以下に記述する規定以外に、本弁法を参照して執行する。

- (一) 2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は内地に外資商業企業を設立することができる。
- (二) 香港、マカオの商業サービス提供者は内地に設立する小売り企業の地域範囲を地方級都市に拡大し、広東省においては県級都市まで拡大する。
- (三) 2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は本弁法の関連条項に基づいて内地に自動車小売り業務に従事する商業企業の設立を申請することができるが、その申請前三年の年間平均販売額は1億米ドルを下回ってはならず、申請前一年の資産額は1000万米ドルを下回ってはならない。内地に設立する自動車小売り企業の登録資本最低限度額は1000万元人民元で、中西部地区に設立する自動車小売り企業の登録資本が最低限度額は600万人民元とする。
- (四) 香港、マカオの永久性住居民のうちの中国公民が内地の関連法律、法規及び規章に基づき個体工商戸を設立して商業小売り活動(特許経営を除く)に従事することを許可し、その営業面積は300平方メートルを超えない。
- (五) 本条に規定する香港、マカオの商業サービス提供者はそれぞれ《内地及び香港の経済・貿易緊密化協定》及び《内地及びマカオの経済・貿易緊密化協定》の中の「サービス提供者」の定義

及び関連規定の要求に符合しなければならない。

【解説】 今回の『外商投資商業領域管理弁法』で最も驚いたのが香港・マカオ企業であるかもしれません。香港・マカオ企業は、2003年6月29日に温家宝首相が香港で調印した「中国・香港経済緊密化協定」により、他の外国企業には厳しく制限していた中国における小売り、卸売り企業の設立条件を香港・マカオ企業に対してのみ大幅に緩和したからです。たとえば小売り企業設立の場合は一般の外国企業は最低資本金が5000万人民币元であるところを香港・マカオ企業に限り1000万人民币元とハードルを大変低くしていましたので、それが一挙に30万人民币元になったわけですから、この面では「中国・香港経済緊密化協定」はまったく意味の無いものになってしまいました。

ただし、外国企業が中国において30万元や50万元で実際の小売り企業や卸売り企業ができるかどうか、それで中国政府が批准許可を出すかどうかは全く別問題ですので、実際は資本金の最低限度規制の事実上の撤廃は、現実的にはそれほどの意味はないのかもしれませんが。

第二十六条 外商投資企業が関連業界協会に加入し、企業自律を強化するのを奨励する。

第二十七条 本弁法は商務部が解釈の責任を有する。

第二十八条 本弁法は2004年6月1日より施行する。

第二十九条 原国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部が連合して公布した《外商投資商業企業試点弁法》は本弁法施行日より廃止する。

【解説】 従来外商投資商業企業に関して基本的な法律であり、外国企業に対して非常に厳しい制限を課していた《外商投資商業企業試点弁法》は2004年6月1日より全面的に廃止され、今後は全てこの『外商投資商業領域管理弁法』が外商投資商業企業の基本法律となります。

2004年6月末現在で、未だ実施細則が発表されていませんので、具体的に今後『外商投資商業領域管理弁法』の各条項がどのように運用されるのか不明の点も数多くありますが、一説には既に商務部は大枠の考え方を決定して細部の作業を鋭意実施中であり、7月中にも実施細則が発表される、との上海市政府高官のコメントもあります。

いずれにしてもこの『外商投資商業領域管理弁法』は、全体的な趨勢として中国政府は外国企業に対して商業企業を開放して行こうとする姿勢をかなりはっきり示したものである、と言えましょう。

以上